

第 17 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 6 月 11 日（木） 8 時 56 分～9 時 36 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2 階 多目的ホール

3. 出席農業委員 (19 名)

1 番委員	今 井 文 雄	2 番委員	工 藤 正	3 番委員	柴 田 博 明
4 番委員	今 井 龍 美	5 番委員	小田桐 志賀子	6 番委員	花 田 良 造
7 番委員	三 浦 勝 志	8 番委員	山 口 知 治	9 番委員	齋 藤 久 嗣
10 番委員	三 浦 良 孝	11 番委員	桑 田 久 毅	12 番委員	古 川 榮
13 番委員	小山内 知 寛	14 番委員	丹 代 純 嗣	15 番委員	福 士 弘
16 番委員	葛 西 雅 博	17 番委員	齋 藤 美也子	18 番委員	對 馬 忠 法
19 番委員	大 川 哲 彌				

4. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (7 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	欠	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

5. 欠席農地利用最適化推進委員【調査員】 (1 名)

平賀-2	今 井 三 男				
------	---------	--	--	--	--

6. 出席事務局職員 (5 名)

事務局長	小 野 生 子	事務局長補佐	清 藤 哲 彦	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也
主査	谷 川 智 也	主事	三 浦 愛 理		

7. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 54 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 56 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

- 議案第 57 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 議案第 58 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積の設定について
- 報告第 44 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 45 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 46 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 47 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について
- 報告第 48 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

第 6 閉 会

8. 会議の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・会長あいさつ 	<p>(省 略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会憲章 唱和（委員全員） 	<p>(省 略)</p>
<p>[開会 8 時 56 分]</p>	
<p>議長 (柴田 博明)</p>	<p>これより、第 17 回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は、19 名中 19 名です。 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員の出席を求めました。 次に、会期についてお諮りいたします。 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。 議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。 13 番小山内委員、15 番福士委員の両名にお願いいたします。 議案説明のため、小野事務局長、清藤事務局長補佐、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査、三浦主事の出席を求めました。 書記には、清藤事務局長補佐を採用いたします。</p>

本日の議案は、お手元に配布してある議案第 54 号から議案第 58 号まで 5 件、ほかに報告が 5 件でございます。

議案審議に入る前にお伝えします。

新型コロナウイルス感染症対策として総会に係る時間を短縮するため、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

それでは、議案第 54 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

三浦主事

1 ページをご覧ください。

議案第 54 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1、農地法第 3 条調査書、および別添 2、関連案件一覧も合わせてご覧ください。

それでは、2 ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号 82 番、83 番は、双方の交換、84 番は、第三者間の贈与、85 番、86 番は、譲受人の経営拡大によるものです。

売買価格は、

整理番号 85 番 総額 670,000 円 10 アール当たり 223,930 円

整理番号 86 番 総額 129,600 円 10 アール当たり 300,000 円

となっています。

今回の件数は 5 件、面積 3,989 平方メートルで、地目は全て畑です。

次に、4 ページ、賃貸借権設定については、全て借受人の経営拡大によるものです。

今回の件数は 3 件、面積 11,250 平方メートルで、田 5 筆 7,021 平方メートル、畑 5 筆 4,229 平方メートルとなっています。

次に、5 ページ、使用貸借権設定については、整理番号 33 番は、経営移譲年金を引き続き受給するための再設定です。

今回の件数は 1 件、面積 38,622 平方メートルで、田 24 筆 31,373 平方メートル、畑 7 筆 7,249 平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

使用貸借権設定の整理番号 33 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

議長

それでは、議案第 54 号の現地調査を行った委員の方で疑問点等がある方はいますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 54 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 54 号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 55 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

三浦主事

7 ページをご覧ください。

議案第 55 号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

8 ページ、所有権移転については、整理番号 108 番から 112 番は全て譲受人の経営拡大による売買です。

今回の件数は 5 件、面積 11,143 平方メートルで、田 9 筆 5,559 平方メートル、畑 4 筆 5,584 平方メートルとなっております。

なお、売買価格については、別添 3 のとおりです。

次に、10 ページ、利用権設定については、整理番号 53 番から 57 番は、全て農地中間管理事業による利用権設定で、一括方式によるものです。

今回の件数は 5 件、面積 18,696 平方メートルで、田 8 筆 15,301 平方メートル、畑 5 筆 3,395 平方メートルです。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 12 番古川委員、15 番福土委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

12 番古川委員

特にありません。

15 番福土委員

整理番号 111 番の売買価格について、10 アール当たりの価格が安価
となっておりますが、用水路が低く、のちに工事費がかかるためです。
以上です。

議長

それでは、利用権設定の整理番号 53 番を除き、議案第 55 号につい
て、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

利用権設定の整理番号 53 番を除き、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、利用権設定の整理番号 53 番につきましては、13 番小山内委員
に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与
の制限の規定に準じ、13 番小山内委員に退席を求めます。

(13 番小山内委員 退席)

議長

それでは、利用権設定の整理番号 53 番について、質疑、ご意見を求
めます。

(「なし」の声あり)

議長

利用権設定に整理番号 53 番について、原案のとおり決定することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

13 番小山内委員の入室を許可します。

(13 番小山内委員 入室)

議長

次に、議案第 56 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

清藤事務局長補佐

13 ページをご覧ください。

議案第 56 号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、このことについて、平成 21 年 1 月 23 日付 20 経営第 5791 号農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、農林水産省へ報告を求められたので、審議を求めるものです。

農業委員会の点検・評価及び次の議案 57 号の活動計画につきまして、農業委員会がどのような活動を行っているかを毎年、ホームページ等で公表することになっています。

この中で使われている数値ですが、耕地面積は、作付け面積統計、経営耕地面積は、2015 農林業センサス、遊休農地面積は、農地パトロール等の利用状況調査の面積、農地台帳面積は、農業委員会が管理している面積で年度末の面積などとなっております。

それでは、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、去年の活動計画に対する実績を簡単に説明いたします。

14 ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況の 1 農業の概要についてですが、遊休農地面積は、5.6 ヘクタールから 6.1 ヘクタールとなり、0.5 ヘクタール増えています。

理由として、保全管理が再指導対象となったもの、相続放棄農地の増加が考えられます。

右の表の経営数は、前年度より、全体で 35 経営体減っています。

農林課の担い手の農地利用集積状況調査と認定農業者名簿を基に精査した結果、資格喪失や重複を調整した結果であります。

次に 15 ページをご覧ください。

II の担い手への農地の利用集積・集約化の 2 の令和元年度の目標と実績ですが、先ほど説明した 520 経営体の総経営農地面積が 2,596 ヘクタールとなり前年度より 70 ヘクタール減りました。

次に 16 ページをご覧ください。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の 2 の令和元年度の参入実績が法人を含め 8 経営体、面積は 12.3 ヘクタールとなりました。

次に 17 ページをご覧ください。

IV 遊休農地に関する措置ですが、平成 31 年 3 月末 5.6 ヘクタールあったものが令和 2 年 3 月末 6.1 ヘクタールとなり、0.5 ヘクタール増えたことから、解消実績は 0 となりました。

次に 18 ページをご覧ください。

V 違反転用への適正な対応ですが、平成 31 年 3 月末 6.0 ヘクタール

あったものが令和2年3月末も6.0ヘクタールとなり、増減が0となりました。

令和元年度の解消内容ですが、新規発生が2,093平方メートル、解消済が2,178平方メートルで、実際は85平方メートル減っていますが、単位をヘクタールにすると0となります。

次に19ページをご覧ください。

VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ですが、1の農地法第3条に基づく許可事務件数が前年度205件に対し、240件となり、35件の増加、2の農地転用に関する事務ですが、前年度が25件に対し、13件となり、12件減りました。

次に20ページをご覧ください。

3の農地所有適格法人からの報告への対応ですが、前年より3法人増えて、28法人となりました。

現状ですが、1法人が報告書未提出、3法人が休業中、3法人が次年度以降からの報告となっております。

1法人が報告書を提出しておらず、今月中に提出された場合はこの部分を0に修正し、県への報告及びホームページで公表したいと思えます。

次に4の情報の提供等ですが、賃借料情報の調査件数は691件、権利移動等の件数が536件、整備対象農地面積が4,933.6ヘクタールとなっております。

以上が、去年の活動計画に対する実績であります。

なお、記載された数字などは、見込みの数字もあり、また、市ホームページに公表するまでの間に、数字や字句などを詳細に精査する必要がありますので、今後、発生する数字や字句の修正などについては、事務局に一任いただきたいと思います。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第56号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第56号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第56号を原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 57 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

清藤事務局長補佐

22 ページをご覧ください。

議案第 57 号、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、このことについて、平成 21 年 1 月 23 日付 20 経営第 5791 号農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、農林水産省へ報告を求められたので、審議を求めるものです。説明に入る前に、議案の訂正をお願いします。

23 ページの 1 農家・農地等の概要の中の右の表の経営体数を別紙で配布しています正誤表のとおり訂正を願います。

それでは、概要について、簡単に説明いたします。

ここは、先ほど説明いたしました議案第 56 号の 15 ページと同じ内容ですので、割愛させていただきます。

次に 24 ページをご覧ください。

Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化ですが、これまでの集積面積 2,596 ヘクタールに対し、目標設定の考え方で求めました集積面積 2,708 ヘクタールを目標面積とし、年間の新規集積面積を 112 ヘクタールとしました。

次にⅢ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、過去 3 年間の平均とし、参入目標数を 7 経営体、参入目標面積を 7.0 ヘクタールとしました。

次に 25 ページをご覧ください。

Ⅳ遊休農地に関する措置の目標面積は、現在確認されている遊休農地全部の解消を目指すこととし、6.1 ヘクタールとしております。

次にⅤ違反転用への適正な対応ですが、現在把握している面積は 6.0 ヘクタールありますが、近年、尾上地域において地籍調査が実施されておりますので、この面積を一筆ごとに再度精査していきたいと思っております。

なお、記載された数字などは、先ほどの議案と同様、見込みの数字もあり、また、市ホームページに公表するまでの間に、数字や字句などを詳細に精査する必要がありますので、今後、発生する数字や字句の修正などについては、事務局に一任いただきたいと思います。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 57 号について、質疑、ご意見を求めます。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、議案第 57 号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 57 号を原案のとおり決定いたします。次に、議案第 58 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

三浦主事

26 ページをご覧ください。

議案第 58 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積の設定について（下限面積 50 アール以下の面積設定）、別段面積（下限面積）を別紙のとおり定めたいので、平成 21 年 1 月 23 日付 20 経営第 5791 号農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき審議を求めるものです。

農地法では、農地の取得に関して、北海道で 2 ヘクタール、都府県では 50 アールに達しない場合は、権利を取得できないこととされています。

しかし、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い別段面積を定めることで、先に述べた面積に達しない場合でも権利を取得できるようになります。

この別段面積については、設定または修正の必要性を毎年検討することとされています。

27 ページをご覧ください。

現在、当市においては、碓ヶ関地域を 30 アールに設定しております。

この設定につきましては、根拠資料として(1)の 4 つの比較数値をもとに、(2)に設定理由を付しております。

この案件の根拠資料は、2015 年農林業センサスの結果を使用しており、設定理由も含め、昨年度と内容に変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

特に問題がなければ、現行の 30 アールの設定については、維持したいと考えております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 58 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 58 号を原案のとおり決定することにご異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 58 号を原案のとおり決定いたします。
次に、報告 5 件を一括して、事務局から説明願います。

三浦主事

29 ページをご覧ください。

報告第 44 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

30 ページをご覧ください。

令和 2 年 3 月から令和 2 年 5 月までの 3 か月間の相続の届出件数は 16 件で、面積は 118,781 平方メートル、田 28 筆、畑 66 筆となっています。

31 ページをご覧ください。

報告第 45 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項に規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

32 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、整理番号 70 番は、借人の都合による解約、71 番、72 番は、他者へ売買するため解約、73 番は、中間管理事業へ移行するため解約するものです。

件数は 4 件、面積 11,469 平方メートルで、田 4 筆 6,433 平方メートル、畑 3 筆 5,036 平方メートルとなっています。

33 ページをご覧ください。

報告第 46 号、使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

34 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、全て他者へ売買するため解約するものです。

件数は 2 件、面積 11,647 平方メートルで、田 4 筆 3,430 平方メートル、畑 4 筆 8,217 平方メートルとなっています。

谷川主査

35 ページをご覧ください。

報告第 47 号、農地法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

36 ページをご覧ください。

農地法 4 条における農地転用届出です。

整理番号 1 番は、37 ページのとおり、届出地は、金田小学校から南東へ約 700 メートルに位置する農地です。

土地利用計画は 38 ページのとおりで、転用目的は、雪捨て場用地です。

ここにつきましては、4 月総会にて報告いたしました宅地造成による分筆後の残地部分であります。

今回の届出件数は 1 件で、面積 175.97 平方メートル、畑 3 筆となっています。

39 ページをご覧ください。

農地法第 5 条における農地転用届出です。

整理番号 17 番は、40 ページのとおり、届出地は金田小学校から南東へ約 700 メートルに位置する農地です。

土地利用計画は 41 ページのとおりで、転用目的は、雪捨て場用地です。

整理番号 18 番は、42 ページの位置図のとおり、届出地は尾上総合支所から東へ約 150 メートルに位置する農地です。

43 ページの土地利用計画図のとおり、転用目的は、隣地宅地の駐車場です。

整理番号 19 番は、44 ページのとおり、届出地は柏木小学校から北東へ約 160 メートルに位置する農地です。

土地利用計画は 45 ページのとおり、転用目的は、普通住宅建築です。

現在、隣接する宅地にある居住用建物を取り壊したうえで、またがって住宅を建築するものであります。

今回の届出件数は 3 件で、面積 665.52 平方メートル、畑 4 筆となっています。

46 ページをご覧ください。

報告第 48 号、農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

47 ページをご覧ください。

整理番号 7 番は、48 ページのとおり、届出地は、猿賀神社から北へ約 500 メートルに位置する農地です。

49 ページが土地利用計画図で、盛土後は野菜を作付するそうです。

次に、整理番号 8 番は、50 ページのとおり、届出地は、猿賀小学校から南東へ約 700 メートルに位置する農地です。

51 ページが土地利用計画図で、盛土後はりんご・野菜を作付するそうです。

今回の届出件数は2件で、面積4,347平方メートル、田2筆です。
以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願い
いたします。

尾-1 小野推進委員

報告第44号の87番について、田3筆の相続とのことですが、他に
畑もあったと記憶しています。
管理不十分など問題のある畑だったと思いますが、その農地は相続
していないのでしょうか。

小野事務局長

田以外にも農地はありますが、別の被相続人の名義となっており、
今回届出のあった案件とは関わりがないため、この場で詳しい内容
をお答えすることはできません。
総会終了後、事務局にて確認し、改めてご説明いたします。

尾-1 小野推進委員

わかりました。

議長

他に質疑、ご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

議長

以上で、本日の議案審議は全て終了しました。
よって、第17回総会を閉会いたします。

[閉会 9時36分]